
令和7年度
障害福祉サービス事業者等
集団指導

柏市指導監査課

目次

1.	業務継続計画未作成減算	3
2.	就労選択支援の創設	4
3.	地域連携推進会議の設置	5
4.	支援プログラムの公表	6
5.	自己評価結果等未公表減算	7
6.	重度障害者支援加算の算定要件	8
7.	運営指導の目的及び周期	9
8.	運営指導の重点指導事項	10
9.	運営指導の流れ	11
10.	運営指導における主な指摘事項について	12
11.	本市が行った行政処分について	21
12.	質問方法等について	22
13.	メールアドレスの登録について	23
14.	加算等に関わる届出について	24

1. 業務継続計画未作成減算

令和7年3月末で経過措置が終了。

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には未策定減算を適用しないこととする経過措置が終了。
(就労選択支援…令和8年度末まで経過措置あり。)

→運営指導実施時に限らず、適宜、策定状況（周知や研修の実施状況についても）の報告を求めることがありますので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、未策定が明らかとなった場合、

令和7年4月利用分に遡って減算が適用されます。

十分ご注意ください。

2. 就労選択支援の創設

就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が令和7年10月より創設される。

→就労選択支援員は、**国が主催する「就労選択支援員養成研修」**を修了している必要がある。

なお令和9年度末までは、以下の研修修了者を就労選択支援員とみなす経過措置あり。

- 障害者就業支援関連の基礎研修（就業支援基礎研修等）
- ジョブコーチ（職場適応援助者）養成研修
- サービス管理責任者・相談支援従事者の「就労支援コース」

3. 地域連携推進会議の設置

令和7年3月末で経過措置が終了。

- 地域連携推進会議を開催すること。
- 会議の構成員が施設見学する機会を設けること。
- 会議の報告，要望，助言等を記録し，公表すること。

→会議体については，原則，選定必須の構成員である

「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」

を構成員とし，会議をご開催ください。

(令和6年8月16日電子メールにて周知事項)

【参考（厚生労働省 地域連携推進会議に関するページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

4. 支援プログラムの公表

令和7年4月から、未実施の場合に減算が適用される。

支援プログラムを事業所HP等で公表するほか、「支援プログラムの公表状況に関する届出書」の提出が必要。

(児童発達支援, 放課後等デイサービス, 居宅訪問型児童発達支援)

→新規指定申請を行う場合は、申請時に併せて届出書のご提出をお願いしております。

【参考（柏市 支援プログラムの公表に関する届出のページ）】

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/shogai/syougaijituusyo/sienpuroguramu.html>

5. 自己評価結果等未公表減算

(保育所等訪問支援)

令和7年4月から、未実施の場合に減算が適用される。

(児童発達支援, 放課後等デイサービス)

従来より、公表の義務あり。

→毎年度4月末に前年度の公表結果についてご報告いただきますようお願いいたします。

提出用フォームのリンクは、都度、案内いたします。

【参考（柏市 自己評価結果等の公表に係る届出のページ）】
<https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jikohyouka.html>

6. 重度障害者支援加算の算定要件

(生活介護，施設入所支援)

生活支援員のうち，20%以上が強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者である必要があるが，経過措置として設定されていた代替要件（**留意事項通知にてご確認ください**）が，令和7年3月末で終了。

→運営指導実施時に限らず，適宜，算定要件の確認を行うとがありますので，その際にご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお，要件を満たしていないことが明らかとなった場合，令和7年4月利用分に遡って過誤申立を行っていただくこととなります。十分ご注意ください。

7. 運営指導の目的及び周期

① 目的

- 運営基準の周知を図るため。
- サービス提供の質を確保するため。
- 給付費の適正化を図るため。

② 周期

- 原則 6 年（指定有効期間内）に 1 回。
- 例外として、指定後間もない事業所，就労継続支援 A・B 型及び共同生活援助並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスにあたっては，3 年に 1 回。
- 状況に応じて，これらの周期以外にも運営指導を実施することあり。

8. 運営指導の重点指導事項

各サービスにおける**基本報酬及び加算の適正な算定**について、当該算定にあたり**根拠とする記録等を確認**し、適正な請求事務を行っているか確認。

なお、令和6年度の重点指導事項に該当するものは、以下の表のとおり。

重点指導事項	主な指摘内容
各種必要書類の整備	個別支援計画の原案を未作成
身体拘束に対する体制の整備	身体拘束適正化研修の未受講
虐待防止に対する体制の整備	虐待防止研修の未受講
加算要件を満たすための記録の確認	欠席時対応加算算定に係る相談援助記録の未作成

9. 運営指導の流れ

- ① 実施日の約2か月前に、指導監査課から事業所へ実施通知を送付。（※原則、**実施日の変更は不可。**）
- ② 事業所は、実施日の約1か月前までに、事前提出書類を指導監査課へ提出。
- ③ 実施日当日は、指導監査課が事業所へ伺う。
- ④ 実施日の約1か月後に、指導監査課から事業所へ結果通知を送付。

【参考（柏市 障害福祉サービス事業所等の運営指導のページ）】

https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_hc/shogaifukushi/jicchishido.html

10. 運営指導における主な指摘事項（1）

① 令和6年度に行った運営指導

● 実施期間

令和6年6月から令和7年1月まで。

● 対象数

指定していた全598サービスのうち、227サービス。

② 指摘内容

● 指摘区分

令和6年度より「文書指摘」として指摘に対する改善報告を求めるもののみ通知するようにしました。

（令和5年度までは、運営指導時に「講評」としてお伝えした助言等の内容も全て通知。）

● 指摘件数

運営指導の講評事項は、1,191件、うち文書指摘は165件。

10. 運営指導における主な指摘事項（2）

個別支援計画（※）の作成に関する指摘として、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定時において、変更があった事項に関するもの。

- 個別支援計画（※）を作成した際に、相談支援事業所へ、個別支援計画を交付していない。



利用者への交付はもちろんですが、改正により、これまで交付先ではなかった**相談支援事業所への交付が義務化**されました。

なお、交付方法は様々ありますが、例えば、郵送であれば、交付されたことがわかるよう送付日をメモで控えておくなどの記録化をお願いします。

※サービスの種類により呼び名は変わります。

10. 運営指導における主な指摘事項（3）

個別支援計画の作成過程に関する指摘

- 個別支援計画の原案の作成がない。



原案が本案になる場合もありますが，利用者の自己決定の尊重や意思決定の支援の配慮から，個別支援計画の作成・交付過程を明らかにしてください。

原案は，紙媒体で保存する必要はありませんが，データで保存していることを運営指導時に確認することがあります。

- 加算や報酬区分の算定に当たって，要件となる個別支援計画への記載がない。



報酬告示等に定められた要件として，個別支援計画への記載が求められている対象（例：「計画に基づき～」とあるもの等）の当該個別支援計画への記載が全くない場合は，返還を求めることとなります。

10. 運営指導における主な指摘事項（4）

【個別支援計画の事務のおさらい①】 ※出典：厚労省HP

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

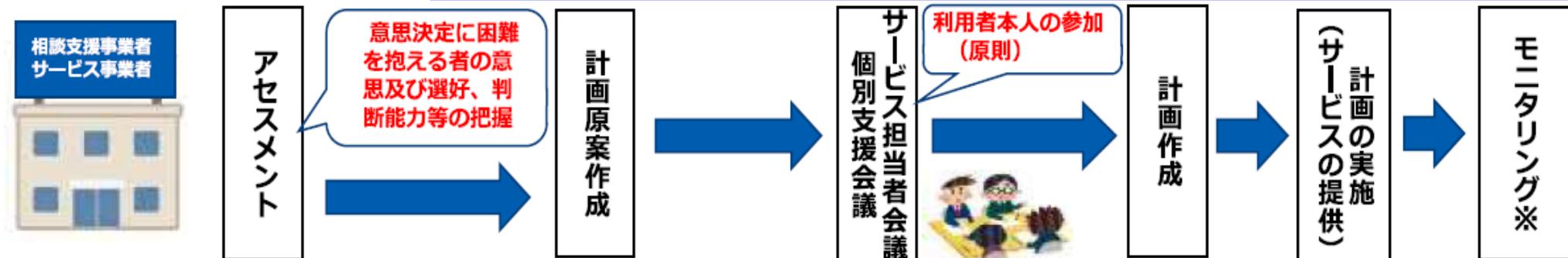
※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

10. 運営指導における主な指摘事項（5）

【個別支援計画の事務フローのおさらい②】 ※出典：厚労省HP
このフローに基づき、運営指導時では、次の内容を確認します。

- アセスメントの記録
- 個別支援計画の原案
- 個別支援会議の記録
(会議により原案がどう修正されたか等)
- 個別支援計画の本案
- モニタリング

(参考)障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

10. 運営指導における主な指摘事項（6）

衛生管理等に関する指摘

- 感染症等のまん延防止のための委員会の開催がない。



委員会の記録は、職員周知の観点から作成されているはずですが、それがありませんでした。

研修及び訓練：**おおむね年に2回以上。**

（訪問系・相談系サービスは、おおむね**年に1回以上。**）

- 感染症等のまん延防止の指針が整備されていない。
- 感染症等のまん延防止のための研修が実施されていない。



研修の実施内容も記録が必要ですが、その記録がない場合があります。

委員会：**おおむね3ヶ月に1回以上。**

（訪問系・相談系サービスは、おおむね**6か月に1回以上。**）

【参考（厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等のページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

10. 運営指導における主な指摘事項（7）

業務継続計画に関する指摘

● 感染症の業務継続計画（BCP）の策定がない。

 業務継続計画は、「非常災害」や「感染症」の発生時に備え、**継続的に**利用者にサービスが提供でき、かつ、**早期の業務再開**のため、策定が必要となっています。「衛生管理」の観点から「感染症等のまん延防止の指針」のみ策定してBCPの観点からの項目の策定を漏れがないよう気をつけてください。

未策定は、令和7年4月1日より減算の対象となりました。

 定期的な見直し（その結果の計画の変更も）や研修及び訓練も実施が必要です。

● 研修及び訓練

指定障害者支援施設：**年に2回以上**実施。

それ以外のサービス：**年に1回以上**実施。

※感染症等のまん延防止のための研修や訓練と一体的な実施も可。

【参考（厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等のページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

10. 運営指導における主な指摘事項（8）

安全計画に関する指摘（その1）

（児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）

● 安全計画の策定がない。

 利用児童の安全のため，設備の安全点検，事業所外での活動等を含めた生活等における安全に関する指導，従業者の研修及び訓練等についての計画策定が必要です。また，各年度において，当該年度が始まる前に，安全計画を定めることが求められています。

【参考（こども家庭庁 障害児支援の安全管理に関するガイドラインのページ）】
https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki
→「障害児支援における安全管理について」

10. 運営指導における主な指摘事項（9）

安全計画に関する指摘（その2）

（児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）

- 安全計画に基づいた取組の内容等について保護者に対して周知していない。



事業所等の活動や環境，安全のルール等について，保護者にも説明し，理解してもらうことは，事故の防止にも繋がるため重要です。

周知の方法は問わないため，どの媒体でも構いませんので，周知をお願いします。

また，事業所等内や活動における事故のリスクや事故発生時の対応を含む事業所等の安全管理について，契約時等に保護者に説明しておくことも重要です。

【参考（こども家庭庁 障害児支援の安全管理に関するガイドラインのページ）】

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

→「障害児支援における安全管理について」

1 1. 本市が行った行政処分について

事業所種別	処分内容	主な処分理由	不正請求額
居宅介護・重度訪問介護・同行援護	指定取消令和4年	サービス提供を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領したため	約690万円
児童発達支援・放課後等デイサービス	指定取消令和6年	サービスの提供を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供を行っていたとする虚偽のサービス提供実績記録表を作成し、障害児通所給付費を不正に請求し受領したため	約1,030万円
放課後等デイサービス	指定取消令和6年	児童発達支援管理責任者が欠けていたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者欠如減算の算定を忌避したため	約1,974万円
児童発達支援	指定取消令和7年	児童発達支援管理責任者が欠けていたにもかかわらず、児童発達支援管理責任者の欠如減算及び児童発達支援計画の未作成減算の算定を行わなかったため	約6,768万円

※加算金を除く。事案によっては、他市返還額は含んでいない場合がある。

12. 質問方法等について

- メールによるお問い合わせのお願い
運営や報酬に関する御質問等については、原則、**メールでの問い合わせをお願いしております。**メールアドレスは以下となりますので、ご確認をお願いいたします。

柏市指導監査課：info-shdk@city.kashiwa.chiba.jp

**※件名に「質問／事業所名／サービス種類」を、
本文に「担当者名、連絡先」を記載してください。**

- 注意事項
 - 基準に基づいた回答が必要であるため、お時間を要する場合があります。お時間に余裕をもったお問い合わせをお願いいたします。
 - 時期によっては、お問い合わせが集中することがあります。本市からの回答の時期はお約束できませんので、御注意ください。

13. メールアドレスの登録について

- 事業者単位でのメールアドレスの登録について
 - 管理者など、個人のメールアドレスを事業所のメールアドレスとして登録されている事業所が見受けられます。その場合、管理者が変わった際などに連絡がとれなくなる可能性がありますので、事業所固有のメールアドレスの作成・登録にご協力をお願いいたします。
- 変更があった際は、変更後のメールアドレスを下記宛に報告してください。

柏市指導監査課：info-shdk@city.kashiwa.chiba.jp

※件名に「アドレス変更／事業所名／サービス種類」を、
本文に「変更後のメールアドレス、担当者名、連絡先」を記載してください。

14. 加算等に関わる届出について

介護給付費等の算定(加算等)に係る届出について

● 届出に関する留意事項

- 届出は、提出期限までに**必着**（発送日ではありません）で、本市が指定した回答方法により行ってください。

※Logoフォームやメールなど対象により異なります。

- 柏市では、届出のあった加算の算定を可とした場合でも、**その旨のお知らせは行っていません。**

- 届出資料から加算の要件を確認できない場合、加算の算定をすることはできません。届出の前に、**加算の要件を満たしているか、よくご確認ください。**

- よくあるミスとして、「介護給付費等の算定に係る体制届状況一覧表」の右欄「適用開始日」が空欄である、届出資料（添付含む）相互で同じ項目の数値が異なる等が散見されています。

(参考)

- (1) 令和6年度年度当初の処遇改善加算に関する届出…約550件
- (2) (1) 以外の加算に関する届出…約420件
- (3) 変更届…約550件

※これらの件数は、年間の提出物の一部に過ぎません。